

令和元年度 第5回糸島市教育委員会会議録

- (日 時) 令和元年7月26日(金) 13時30分から14時45分まで
- (場 所) 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 2号会議室
- (出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員
松尾 実恵委員、宗 聖子委員
- (事務局出席者) 家宇治 正幸教育長
井上 義浩教育部長、宗 真司教育総務課長、田中 健悟学校教育課長、中庭 昭宜生涯学習課長、岡部 裕俊文化課長、角 浩
行文化課企画監兼博物館館長、原尾 宏志学校教育課指導係長兼指導主事、東定 荘士郎学校教育課指導主事、楠原 英子教育総務課
総務係長
- (傍聴人) 11名 ※ 傍聴人受付名簿のとおり

1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
 - ・令和2年度使用小学校教科用図書の採択について
 - ・令和2年度使用中学校教科用図書の採択について
 - ・糸島市伊都国歴史博物館協議会委員の委嘱について
 - ・教育委員会事務職員の人事について
- (5) 協議事項
なし
- (6) 報告事項
 - ・糸島市立小・中学校の学校規模適正化について
 - ・九大「伊都塾」について
- (7) その他
 - ・各課業務の主な取り組み状況と課題について
 - ・教育委員から

2 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議の開式を宣言する前に、本日は傍聴を希望される方がおられます、傍聴に関する手続は既に完了しておりますので、委員の皆さんに報告し、併せてお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員全員)

良い

(家宇治教育長)

傍聴を許可します。(傍聴人11名)

本日の会議の出席は全員で、定足数に達しています。よって本日の会議は成立しました。

これより、令和元年度第5回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

13時30分

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

会議録署名委員についてですが、令和元年度第5回教育委員会会議録の署名委員に宗 聖子委員を指名します。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和元年度第3回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事前に配布された令和元年度第3回教育委員会会議録の記載事項につきまして、質問、ご意見がありましたらご指摘をお願いします。

ありませんか。ないようですので、会議録の承認について、異議のない委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手。

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって令和元年度第3回教育委員会会議録は承認されました。西委員は後ほど会議録への署名をお願いします。

(3) 教育長あいさつ

議事に移ります前に、この一か月の間にありましたことに関してお伝えします。

まず、不登校対策委員会を7月18日、第1回を実施しています。委員のメンバーは、学識経験者・医師・臨床心理士等をもって構成しています。今後の不登校

対策について、いくつかの提言をいただいたところです。

二点目に、不祥事防止について県の方から一層の強化をお願いしたい。との申し出がありました。特に飲酒依存傾向の強い教職員に対しての指導を徹底するようにとのことで、それに基づき糸島市も対応している状況です。

三点目は、夏休みに入り、気になる児童・生徒の見守りを各学校しっかりやるように。という通知を出している。それぞれの校長に働きかけ実際に何を行うのかを教育委員会として把握しています。

(3) 議事

(家宇治教育長)

それでは議事に移ります、議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について を議題とします。事務局より提案の説明を行います。

(田中学校教育課長)

はじめに教科書使用や採択の概要を説明し、議案11号の提案理由の説明をいたします。

文部科学省の検定を通った複数の教科書の中から1種類を選定する教科書採択ですが、県内市町村を16地区に分けて地区ごとに採択を行うこととなっており、糸島市は第4地区にあたり、糸島市1市のみで採択を行う地区となっています。教科書は原則として4年周期でかわることになっています。

1年目は教科書発行者の著作・編集期間、2年目に文部科学省による教科書検定期間、3年目に所管の教育委員会での採択及び教科書発行者等による製造、そして4年目に児童生徒への配布使用となります。原則は4年の周期ですが、学習指導要領の改訂が約10年ごとに実施され、4の倍数年での改定とはならないために4年を経過しても教科書会社が新たな教科書を作成編集しない年度があり、現在使用中の教科書を5年目も継続して採択することがあります。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号及び義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定に基づき、令和2年度から使用する小学校教科用図書を採択する必要があります。これが提案の理由です。

採択案の説明の前に、採択の経過について説明します。

4月に教科用図書採択協議会第1回会議を開催し、会長等の選出並びに採択日程等の協議を行いました。

5月中旬に学識経験者、PTA代表、学校の管理職代表、教員の代表で構成する選定委員会委員の委嘱をし、採択に関し諮問を行いました。

選定委員は諮問に基づき、7月中旬までに審議を数回開催しました。また、

6月中旬から7月初旬に糸島市教育センターにて見本の展示及び閲覧を行い、住民や教員等からの意見を聴取しました。

7月下旬に採択協議会は選定委員会による答申を受け選定しました。
(選定の主な理由について、別紙により説明)

(家宇治教育長)

ただいまの提案説明に対し、質問並びに意見はありませんか。

(西委員)

今回の学習指導要領改訂に伴って、どういうところを重視して選定されたのかお聞かせください。

(田中学校教育課長)

今回の学習指導要領で特に重視されているところは、子どもたちの資質・能力を身に付けさせる。ということになっています。資質・能力の内容として、言語能力、情報活用能力、問題発見解決能力、様々な現代的社会の課題に対応できる力というようなものになります。

どの教科書会社も子どもたちの資質・能力を育てるために、学び方、見方・考え方を大切にされた表記等がなされています。プログラミング教育に関しても、算数や理科などの教科に必要なに応じて取り入れられています。そのような部分を勘案しながら選定をおこないました。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(西委員)

各社とも新しい学習指導要領のポイントを押さえた、生活の場面に応じたわかりやすい教科書になっている。また、各社やり方は違うが、いろいろと工夫がなされていてよかったと思います。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(宗委員)

いじめと差別用語に着目して見させていただきました。

いろんな支援が必要な子どもたちが増加するなか、やさしい言葉がたくさん出てくるか。相手に対してやさしい言葉かけができて、なおかつ、子どもの投げかけている言葉が相手を傷つける言葉であるということが学べる教科書になっているかというところを伺います。

(田中学校教育課長)

道徳の教科書につきましては、自分のこと、他の人のこと、集団や社会との関わりなど取り扱いますが、特に命に関わる内容については子どもたちにも先生にもわかりやすいように色つきのマークがついています。情報モラル、言葉の宝物など目次にも印がつけられていて、子ども自身が振り返りができる教科書となって

います。

(家宇治教育長)

そのほか、ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見の執行を終結し、これより、本案に対する採決を行います。本案に対する賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員全員)

挙手。

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって議案第11号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択 については、原案のとおり承認する。

続いて議案第12号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について を議題とします。

事務局より提案の説明を求めます。

(田中学校教育課長)

提案理由は先ほどと同様に規定に基づき、令和2年度から使用する中学校教科用図書を採択する必要がある。これが、本案を提案する理由です。

採択経過の報告を行います。4月に教科用図書採択協議会第1回を行い、会長等の選出を行いました。

令和2年度中学校用教科図書については、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、前回平成27年度の採択結果を踏まえて検討を行いました。現在使用中の中学校教科用図書においては、4年間使用してきた中で特に問題が生じていないことから、引き続き、1年間に限り平成27年度に採択した中学校教科用図書を採択案としました。なお、令和3年度から使用する新学習指導要領に基づいた教科用図書の採択は、次年度に行うこととなります。

(家宇治教育長)

ただいまの提案説明に対し、質問並びに意見がある委員はありますか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見の執行を終結し、これより、本案に対する採決を行います。本案に対する賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手。

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって議案第12号 令和2年度使用中学校教科用図書
の採択については、原案のとおり承認します。

※ この後、傍聴者は全員退室される。

(家宇治教育長)

続きまして、議案第13号並びに議案第14号は、人事に関する事項ですので、
糸島市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、会議を公開しないこと
としたいので、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により採決を行
います。

議案第13号並びに議案第14号について、会議を公開しないことに賛成の委員
の挙手をお願いします。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第13号並びに議案第14号は会議を公開し
ないこととします。

傍聴人はありませんので、会議を続けます。

議案第13号 糸島市立伊都国歴史博物館協議会委員の委嘱について、事務局か
ら説明します。

(角文化課企画監 説明)

議案書に沿って説明。

(家宇治教育長)

ただいまの説明について、質問・意見のある委員は挙手をお願いします。

ありませんか。ないようですので、本案に対する採決を行います。本案に賛成の
委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第13号 糸島市立伊都国歴史博物館協議会
委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 教育委員会事務局職員の人事についてです。事務局
より説明をお願いします。

(宗教育総務課長)

議案書に沿って説明。

(家宇治教育長)

説明は終わりました。質問・意見のある委員は挙手をお願いします。

ないようでございますので、質問意見の執行を終結いたします。

これより、本案に対する採決を行います。本案に対する賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第14号 教育委員会事務局職員の人事については原案のとおり可決されました。

非公開としました案件が終了しましたので、これより会議を公開します。

(家宇治教育長)

本日は特に協議案件はありませんので次第に従い報告事項に移ります。

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

糸島市立小・中学校の学校規模適正化について 事務局から報告させます。

(宗教育総務課長)

～配布資料に基づき、報告～

- ・「糸島市立小中学校の適正規模・適正配置に関する検討報告書」について
- ・学校規模適正化に対する地域住民との意見交換等について
- ・学校規模適正化実施方針の策定

(家宇治教育長)

ただいまの報告について、質問、ご意見はありませんか。

(古川委員)

資料として地域の人たちの目に触れますので、「子どもたち」「子ども達」など混在している。整理をしてください。

推計の数値など出典を明らかにして、再度確認をしてください。

(宗教育総務課長)

確認します。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(西委員)

児童生徒、保護者はもちろんのこと、地域の人たちの思いが非常に強いと思います。学校運営協議会等でもよく議論してもらって進めていく方がスムーズにいくと

思います。地域が納得し、地域が中心となって保護者へ説明するという手順が良いと思います。

(宗教育総務課長)

小規模校については、学校というものが地域コミュニティの核となっていることは十分承知していますので、統廃合ありきではなく地域の皆さんの意見を聞き進めていこうと思います。

(家宇治教育長)

すぐに統廃合という形ではありません。学校に対する思い、今後をどう考えておられるのか。地域の意見を伺うことが目的です。

方針を今年度中に出すため、大きな誤解を受けないようにきちんと地域の意見を伺う。ということです。計画ではありません。

ほかにありませんか。

(委員全員)

なし

(家宇治教育長)

ないようですので、つづきまして、令和元年度糸島市「伊都塾」実施について事務局より報告します。

(事務局 学校教育課 原尾指導主事 報告)

～ 事業目的、事業内容、対象生徒、実施場所、参加生徒数の推移 について配布資料により報告。 ～

(家宇治教育長)

ただいまの報告について、質問がある委員はありますか。

(松尾委員)

イーストゾーンにはどんな施設がありますか。

(原尾指導主事)

九州最大の中央図書館、教育学部、文学部、もともとあった古墳と同じ高さに展望台があります。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(宗委員)

伊都塾を経験された保護者の方の意見ですが、九大生の講座がすごく楽しい。伊都塾を経験して机に向かう時間が増えた。など、すごく喜んでおられました。

(家宇治教育長)

ほかにありませんか。

(西委員)

たいへん素晴らしいイベントだと思います。

留学生との交流や懇談会。留学経験者の話なども組み入れていくと非常に効果があると思います。中学生や高校生の時に外国に興味を持つきっかけができる
と有意義なことだと思います。

(原尾指導主事)

留学生が今年度2名参加予定です。

(家宇治教育長)

小学生は地域振興課が九大寺子屋。中学生は学校教育課が伊都塾。とつないで
行っています。今後も今の様な意見をいただき取り入れていきたいと思
います。意見はほかにありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、会議を進行します。

(7) その他

(家宇治教育長)

各課業務の主な取組み状況と課題について各課長から順次報告行
います。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化課 各課長の報告)

(家宇治教育長)

以上、各課からの報告について、質問がある委員はありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようであり、これで事務局からの報告を終了します。続いて(2)教育委
員の皆さんから何かあればお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、これで、その他を終了します。

次回の会議は、8月29日(木)10時からでよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(家宇治教育長)

それでは、ご了承いただいたものとして8月29日に次回の会議を開催することで進めさせます。

以上をもって、令和元年度第5回教育委員会会議を閉会します。

(8) 閉 会 委員会閉会を宣言 14時45分

糸島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委 員

(委員長指名委員)